農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

令和５年９月２８日
三重県津市

第１　目　的 3
第２　農業構造の現状 3
第３　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 4
第４　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 6
第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 14
１　農用地利用集積に関する目標 14
２　農用地の利用関係の改善に関する事項 14
第６　新たに農業経営を営もうとする青年等に関する農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの農業経営の指標 15
第７　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する目標 21
第８　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 21
１　地域計画推進事業に関する事項 21
（１）協議の場の開催時期 21
（２）開催に係る情報提供の方法 21
（３）参加者 22
（４）協議すべき事項 22
（５）相談窓口の設置 22
（６）農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準 22
（７）地域計画の策定の進め方 22
（８）地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方 22
２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 22
（１）農用地利用改善事業の実施の促進 22
（２）区域の基準 22
（３）農用地利用改善事業の内容 23
（４）農用地利用規程の内容 23
（５）農用地利用規程の認定 23
（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 23
（７）農用地利用改善団体の勧奨等 24
（８）農用地利用改善事業の指導、援助 25
３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 25
（１）農作業の受委託の促進 25
（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 25
４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 25
（１）農業経営改善計画の認定に関する取組 26
（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する取組 26
５　事業推進体制等 27
第９　その他 27

第１　目　的

本市の農業は、稲麦作を主体とし、野菜・果樹・花木・畜産等地域の特性に応じた農業経営が営まれている。

しかし、近年においては、兼業農家の増加、担い手の高齢化や後継者不足、農業生産性の低下、遊休農地の増大などが顕在化するなか、担い手の育成と優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した、秩序ある土地利用の確保が大きな課題となっている。

こうした実態を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、意欲ある農業経営体（効率的かつ安定的な農業経営を目指す家族農業経営体や法人経営体、経営改善に積極的に取り組む集落営農組織）を育成し、意欲ある農業経営体が津市農業生産の相当部分を担っていくとともに小規模な兼業農家、高齢者、集落営農組織が共生する農業構造を確立するため、次のことを内容とする基本構想を策定する。

１　農業生産、農業構造等の令和３年度から１０年間を見通した今後の農業の基本的な方向

２　育成すべき経営体についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的な考え方

３　育成すべき経営体の育成・確保の考え方及びこれを支援していくための諸施策

４　既に認定を受けた認定農業者の農業経営改善計画のフォローアップ及び新たな農業経営改善計画の策定等の推進

第２　農業構造の現状

津市の農業構造については、昭和４０年代から兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大農家への流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新や世代交代等を機に急速に担い手への農地流動化が進んでいることから、大規模農家と中小規模農家が共存する地域農業の確立に取り組む必要がある。

一方、中山間地域においては、農業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

また、農業後継者の不足による農業者数の減少は、農業全体の振興に悪影響を及ぼしかねないことから、新たに農業経営を営もうとする青年等、将来の地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

第３　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　津市は、地域の農業構造の現状を下に、将来（令和３年度から概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、意欲ある農業経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等を育成することとする。

２　意欲ある農業経営体に対する具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり 400 万円～500 万円、家族経営で 500 万円～800 万円、但し中山間地域においては概ねその８割)、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり 1800 時間～2000 時間程度）の水準を実現するものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等に対する経営の指標は、本市及び周辺市町において現に優良な経営の事例を踏まえ、農業経営開始から５年後までの農業による生計維持を目指す。具体的には、主たる農業従事者１人当たりの年間農業所得 250 万円、年間労働時間 1800 時間～2000 時間程度とする。

３　本市は農業協同組合、農業委員会、地域農業改良普及センター、津北及び津南地域農業再生協議会等とともに十分な相互の連携の下で意欲ある農業経営体に対する濃密な指導を行い、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために徹底した話し合いを促進する。

また、新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けて、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者の様々な要望に応え、課題を多角的に判断し、対処するために、本市は地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等と十分な相互連携体制を確立し、地域の中心的な経営体の育成を推進する。

４　農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）及び法第 14 条の 4 第 1 項の規定による青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

特に、土地利用型経営の農業者に対しては、農地の効率的な利用集積を促進するため、農業委員会による情報の収集・分析活動及び農業委員などによる掘り起こし活動を推進し、農地中間管理機構（(公財）三重県農林水産支援センター）が行う農地中間管理事業及び特例事業を積極的に進める。

また、地域で話し合いを進めるに当たっては、農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）及び青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう支援団体の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農

業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。
加えて、多様な人材の活躍を促すため、農林水産分野と福祉分野が連携するいわゆる「農福連携」の推進により、障がい者等の農林水産分野における就労機会の拡大に取り組む。

5　農業経営改善計画の認定制度及び青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、認定農業者に関しては、農業委員会の支援に加え、農地中間管理事業の活用を通じて、認定農業者への農用地の利用集積を推進し、認定新規就農者に関しては、地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等との連携により、早期の経営安定化に向けて必要な助言等を行う。
　また、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、津市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。三重県及び東海農政局、農林水産省での認定となる事業者については、各認定機関と適切に連携を行う。
　なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第４　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第３に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について以下のとおり示す。

〔総集計〕

営農分類型	規模実面積（ha）			内　　容（ha）	労働力	所　得	地　帯	
		露地	施設				平坦	中山間
主穀中心経営 A	20.0	20.0	―	水稲 13ha,小麦 7ha,大豆 7ha	2.0	670 万円	○	
	15.0	15.0	―	水稲 9ha,小麦 6ha,大豆 6ha	3.0	440 万円		○
主穀中心経営 B	8.0	8.0	―	水稲 5ha,小麦 3ha,作業受託 30ha	2.0	450 万円	○	
	6.0	6.0	―	水稲 4ha,小麦 2ha,作業受託 20ha	2.0	400 万円		○
主穀･露地野菜複合経営	8.0	8.0	―	水稲 4.5ha,小麦 1.5ha,野菜 2.0ha	2.0	450 万円	○	
	6.0	6.0	―	水稲 3.7ha,小麦 1.3ha,野菜 1.0ha	2.0	400 万円		○
主穀･施設野菜複合経営	5.6	5.2	0.4	水稲 4.0ha,小麦 1.2ha,施設野菜 0.4ha	2.5	650 万円	○	
	4.8	4.5	0.3	水稲 3.5ha,小麦 1.0ha,施設野菜 0.3ha	2.5	500 万円		○
果樹中心経営	1.6	1.6	―	柑橘 1.6ha	3.0	600 万円	○	
	1.0	1.0	―	梨 1.0ha（直販中心）	3.0	630 万円	○	
花木中心経営	3.0	3.0	―	さつき・つつじ等 3.0ha	2.0	500 万円	○	
茶中心経営	5.0	5.0	―	5.0ha（自園、自製、自販）	3.0	610 万円		○
主穀･菌茸複合経営	1.7	1.6	0.1	しいたけ 0.1ha,水稲 1.6ha	2.0	470 万円		○
畜産(酪農)中心経営	5.0	5.0	―	経産牛 50 頭,子牛 39 頭,飼料作物 5.0ha	2.0	510 万円	○	
畜産(肉牛)中心経営	1.0	1.0	―	和牛 150 頭,水稲 1ha	2.0	670 万円	○	○
養豚中心経営				繁殖豚 100 頭	2.0	630 万円	○	○
養鶏中心経営				採卵鶏 50,000 羽	3.0	980 万円	○	○
主穀中心経営（組織）	40.0	40.0	―	水稲 25ha,小麦 15ha,大豆 15ha	3.0	2,200 万円	○	
主穀中心経営（組織）	30.0	30.0	―	水稲 18ha,小麦 12ha,大豆 12ha	3.0	1,500 万円		○

※ 中山間地域とは、地域振興法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法）の５法指定地域及び中山間地域等直接支払交付金制度における特認地域及び特認候補地域とする。
旧津地区・・片田　　旧久居地区・・大三、稲葉、榊原　　旧美里地区全域
旧芸濃地区・・河内、明、雲林院　　旧安濃地区・・草生
旧一志地区・・大井、波瀬
旧白山地区・・家城、倭、八ッ山、川口、大三　　旧美杉地区全域

〔個別指標①〕

<table>
<tr><th rowspan="2">営農分類型</th><th colspan="3">規模実面積(ha)</th><th rowspan="2">内　　容</th><th rowspan="2">労　働</th><th rowspan="2">所　得</th><th rowspan="2">地帯</th><th rowspan="2">育成目標数</th></tr>
<tr><th></th><th>露地</th><th>施設</th></tr>
<tr><td rowspan="2">主穀中心経営
A 型</td><td>20.0</td><td>20.0</td><td>―</td><td>水稲 13ha
小麦 7ha
大豆 7ha</td><td>2.0</td><td>670 万円</td><td>平坦</td><td>20 戸</td></tr>
<tr><td>15.0</td><td>15.0</td><td>―</td><td>水稲 9ha
小麦 6ha
大豆 6ha</td><td>3.0</td><td>440 万円</td><td>中山間</td><td>15 戸</td></tr>
<tr><td colspan="5">生産方式
＜水稲＞
・元肥一発による側条施肥の推進
・品種の組み合わせによる作期分散の実施
＜大豆＞
・優良品種の導入
・乗用管理機による中耕培土、防除
＜小麦＞
・乾燥/調整はライスセンターを利用</td><td colspan="4">資本整備
トラクタ（53ps）　1 台
コンバイン（6 条･中山間は 4 条）　1 台
穀物乾燥機　4 台(中山間は 3 台)
田植え機（6 条）　1 台
ビーンコンバイン　1 台(中山間は 1/2 台)
動噴　2 台
農舎（200 ㎡）　1 棟
籾摺り機　1 台</td></tr>
<tr><td colspan="9">経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上</td></tr>
<tr><td colspan="9"><u>農業従事の態様</u>
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結</td></tr>
</table>

〔個別指標②〕

<table>
<tr><th rowspan="2">営農分類型</th><th colspan="3">規模実面積(ha)</th><th rowspan="2">内　　容</th><th rowspan="2">労　　働</th><th rowspan="2">所　得</th><th rowspan="2">地帯</th><th rowspan="2">育成目標数</th></tr>
<tr><th></th><th>露地</th><th>施設</th></tr>
<tr><td rowspan="2">主穀中心経営
B 型</td><td>8.0</td><td>8.0</td><td>―</td><td>水稲 5ha
小麦 3ha
作業受託 30ha</td><td>2.0</td><td>450 万円</td><td>平坦</td><td>20 戸</td></tr>
<tr><td>6.0</td><td>6.0</td><td>―</td><td>水稲 4ha
小麦 2ha
作業受託 20ha</td><td>2.0</td><td>400 万円</td><td>中山間</td><td>10 戸</td></tr>
<tr><td colspan="5">生産方式
＜水稲＞
・元肥一発による側条施肥の推進
・品種の組み合わせによる作期分散の実施
＜小麦＞
・乾燥/調整はライスセンターを利用</td><td colspan="4">資本整備
トラクタ（53ps）　1 台
コンバイン（6 条）　2 台
穀物乾燥機　4 台
田植え機　（6 条）　2 台
籾摺り機　1 台
農舎（200 ㎡）　1 棟</td></tr>
<tr><td colspan="9"><u>経営管理の方法</u>
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上</td></tr>
<tr><td colspan="9"><u>農業従事の態様</u>
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結</td></tr>
</table>

〔個別指標③〕

<table>
<tr><th rowspan="2">営農分類型</th><th colspan="3">規模実面積(ha)</th><th rowspan="2">内　　容</th><th rowspan="2">労　　働</th><th rowspan="2">所　得</th><th rowspan="2">地帯</th><th rowspan="2">育成目標数</th></tr>
<tr><th></th><th>露地</th><th>施設</th></tr>
<tr><td rowspan="2">主穀･露地野菜
複合経営</td><td>8.0</td><td>8.0</td><td>―</td><td>水稲 4.5ha
小麦 1.5ha
野菜 2.0ha</td><td>2.0</td><td>450 万円</td><td>平坦</td><td>22 戸</td></tr>
<tr><td>6.0</td><td>6.0</td><td>―</td><td>水稲 3.7ha
小麦 1.3ha
野菜 1.0ha</td><td>2.0</td><td>400 万円</td><td>中山間</td><td>12 戸</td></tr>
<tr><td colspan="5">生産方式
＜秋冬野菜＞
（冬キャベツ、ブロッコリー、春キャベツ等）
・セル育苗等省力技術の導入
・機械定植による規模拡大
・作型（10 月～5 月（秋まき春どり））
・環境保全型技術の導入
＜小麦＞
・乾燥/調整はライスセンターを利用</td><td colspan="4">資本整備
トラクタ（22ps）　1 台
コンバイン（4 条）　1 台
田植え機　（5 条）　1 台
移植機　（1/4）　1 台</td></tr>
<tr><td colspan="9">経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上</td></tr>
<tr><td colspan="9">農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結</td></tr>
</table>

〔個別指標④〕

<table>
<tr><th rowspan="2">営農分類型</th><th colspan="3">規模実面積(ha)</th><th rowspan="2">内　　容</th><th rowspan="2">労　　働</th><th rowspan="2">所　得</th><th rowspan="2">地帯</th><th rowspan="2">育成目標数</th></tr>
<tr><th></th><th>露地</th><th>施設</th></tr>
<tr><td rowspan="2">主穀･施設野菜
複合経営</td><td>5.6</td><td>5.2</td><td>0.4</td><td>水稲 4.0ha
小麦 1.2ha
野菜 0.4ha</td><td>2.5</td><td>650 万円</td><td>平坦</td><td>21 戸</td></tr>
<tr><td>4.8</td><td>4.5</td><td>0.3</td><td>水稲 3.5ha
小麦 1.0ha
野菜 0.3ha</td><td>2.5</td><td>500 万円</td><td>中山間</td><td>13 戸</td></tr>
<tr><td colspan="5">生産方式
＜施設野菜＞
・環境保全型技術の導入
（いちご）
・高設栽培システムの導入
（その他）トマト、キュウリ
＜小麦＞
・乾燥/調整はライスセンターを利用</td><td colspan="4">資本整備
トラクタ　（22ps）　1 台
コンバイン（4 条）　1 台
田植え機　（5 条）　1 台
ビニールハウス　4,000 ㎡(または 3,000 ㎡)　1 棟

（いちご）
高設システム 4,000 ㎡(または 3,000 ㎡)　1 式</td></tr>
<tr><td colspan="9">経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上</td></tr>
<tr><td colspan="9">農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）家族経営協定の締結</td></tr>
</table>

〔個別指標⑤〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯	育成目標数
		露地	施設					
果樹中心経営	1.6	1.6	―	柑橘 1.6ha	3.0＋雇用	600 万円	平坦	7 戸
	1.0	1.0	―	梨　1.0ha (直売中心)	3.0＋雇用	630 万円	平坦	5 戸

生産方式	資本整備
・環境保全型技術の導入 ＜柑橘＞ ・スピードスプレヤーの導入 ・高糖系品種への更新 ＜梨＞ ・スピードスプレヤー等中型機械の導入 ・人工受粉機の導入 ・老木園の改植 ・二重棚の導入と防鳥対策	＜柑橘＞ スピードスプレヤー　1 台 トラック　1 台 ＜梨＞ スピードスプレヤー　1 台 トラクタ(15ps)　1 台 簡易ハウス(2,000 ㎡)　1 棟

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・定期的な休日の確保
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

［個別指標⑥］

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯	育成目標数
		露地	施設					
花木中心経営	3.0	3.0	―	ｻﾂｷ/ﾂﾂｼﾞ等 3.0ha	2.0	500 万円	平坦	20 戸

生産方式	資本整備
＜花壇苗＞ ・優良品種の導入 ・施設のマイコン制御の推進 ＜花木＞ ・3～4 年生出荷の実施 ・苗の自家育苗の実施 ・他品目の導入	ビニールハウス(1000 ㎡)　5 棟（花壇苗等のみ） トラック　(花木 2ｔ,花壇苗等 1t)　1 台 暖房機　5 台（花壇苗等のみ） 苗植機　1 台（花壇苗等のみ） トラクタ（22ps)　1 台 動力噴霧器　1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・定期的な休日の確保
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標⑦〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　　働	所　得	地帯	育成目標数
		露地	施設					
茶中心経営	5.0	5.0	―	茶 5.0ha 自園自製自販	3.0 ＋雇用	610 万円	中山間	7 戸

生産方式
＜茶＞
・防霜施設の設置
・簡易乗用摘採機の導入
・トレネット利用による品質向上
・60kg1 ライン全自動加工システム
・環境保全型技術の導入

資本整備

製茶工場建物(400 ㎡)	1 棟
製茶機(60K ライン)	1 ライン
生葉管理装置(1,800kg)	1 台
防霜施設	5 ha
乗用摘採機	2 台
乗用型茶園管理機	1 台
乗用型防除機	1 台
トラック(2t)	1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・定期的な休日の確保
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標⑧〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　　働	所　得	地帯	育成目標数
		露地	施設					
主穀 ・菌茸複合経営	1.7	1.6	0.1	しいたけ 0.1ha 水稲 1.6ha	2.0	470 万円	中山間	5 戸

生産方式
＜水稲＞
・元肥一発による側条施肥の推進
・品種の組み合わせによる作期分散の実施
＜しいたけ＞
・高能率自動植菌機等の導入
・高度栽培施設の導入

資本整備

コンバイン	1 台
田植え機	1 台
椎茸発生ハウス	2 棟
椎茸低温芽だし室	1 棟
冷蔵庫	2 台
自動植菌機	2 台
集材機	1 台
トラクタ	1 台
パワーショベル	1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・定期的な休日の確保
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標⑨〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　　働	所　得	地帯	育成目標数
		露地	施設					
畜産(酪農) 中心経営	5.0	5.0	―	経産牛 50 頭 子牛 39 頭 飼料作物 5.0ha	2.0 ＋雇用	510 万円	平坦	10 戸

生産方式
・適正な自給飼料の確保
・経産牛 1 頭あたり産乳量　8,800kg／年
（平均乳脂率 3.7%以上,平均無脂固形分率　8.5%）

資本整備

トラクタ（30ps、60ps）	各 1 台
バルククーラー	1 台
パイプラインミルカー	1 台
トラック（2t）	1 台
畜舎（675 ㎡）	1 棟
堆肥舎	1 棟
ロールベーラ	1 台
モアコンディショナ	1 台
マニュアスプレッダー	1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・定期的な休日の確保
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標⑩〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　　働	所　得	地帯	育成目標数
		露地	施設					
畜産(肉牛) 中心経営	1.0	1.0	―	和牛 150 頭 水稲 1ha	2.0	670 万円	平坦 中山間	10 戸

生産方式
＜肥育牛＞
・舎飼い追い込み
・導入もと畜生後 10 ヶ月以上
・年 89 頭出荷
・仕上げ体重 680kg（肥育期間 20 ヶ月）
＜水稲＞
・ライスセンター等の利用

資本整備

コンバイン	1 台
田植え機	1 台
畜舎（1,000 ㎡）	1 棟
トラクタ（45ps）	1 台
堆肥舎	1 棟
トラック（2t）	1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・定期的な休日の確保
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標⑪〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　　働	所　得	地帯	育成目標数
		露地	施設					
養豚中心経営				繁殖豚　100 頭	2.0	630 万円	平坦 中山間	10 戸

生産方式	資本整備
・年間分娩回数 2.3 回以上 ・母豚 1 頭当たり肉豚出荷 21 頭以上 ・肉豚出荷体重 115kg（出荷日齢 190 日以下） ・枝肉格付け等級　上物 60%以上	分娩育成舎　1 棟 肥育育成舎　1 棟 ショベルローダー　1 式 堆肥舎　1 棟

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・定期的な休日の確保
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標⑫〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯	育成目標数
		露地	施設					
養鶏中心経営				採卵鶏 50,000 羽	3.0	980 万円	平坦 中山間	5 戸

生産方式	資本整備
・ひな育成率 98%以上 ・成鶏 1 羽当たり年間産卵量 19.0kg ・年間産卵率 83%以上 ・飼料要求率 2.11 以下	育すう舎　1 棟 成鶏舎　1 棟 堆肥舎　1 棟 乾燥ハウス　1 棟 ケージ　1 式

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・定期的な休日の確保
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔組織指標〕

<table>
<tr><th rowspan="2">営農分類型</th><th colspan="3">規模実面積(ha)</th><th rowspan="2">内　　容</th><th rowspan="2">労　働</th><th rowspan="2">所　得</th><th rowspan="2">地 帯</th><th rowspan="2">育成目標数</th></tr>
<tr><th></th><th>露地</th><th>施設</th></tr>
<tr><td rowspan="2">主穀中心経営
（組織）</td><td>40.0</td><td>40.0</td><td>―</td><td>水稲 25ha
小麦 15ha
大豆 15ha</td><td>3.0</td><td>2,200 万円</td><td>平坦</td><td>10 経営体</td></tr>
<tr><td>30.0</td><td>30.0</td><td>―</td><td>水稲 18ha
小麦 12ha
大豆 12ha</td><td>3.0</td><td>1,500 万円</td><td>中山間</td><td>10 経営体</td></tr>
<tr><td colspan="4">生産方式
＜水稲＞
・元肥一発による側条施肥の推進
・品種の組み合わせによる作期分散の実施
＜小麦・大豆＞
・共同乾燥施設を利用</td><td colspan="5">資本整備
トラクタ（53ps）　2 台(中山間は 1 台)
コンバイン（6 条）　2 台(中山間は 4 条 2 台)
穀物乾燥機　4 台(中山間は 0 台)
田植え機　（6 条）　2 台(中山間は 1 台)
ビーンコンバイン　1 台
動噴　2 台
農舎（200 ㎡）　1 棟</td></tr>
<tr><td colspan="9">経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・販売等を含めた経営管理能力の向上</td></tr>
<tr><td colspan="9"><u>農業従事の態様</u>
・作期分散による労働配分の適正化・法人化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）</td></tr>
</table>

（注）１　個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、家族労働力２～３人を基本として、それを超える労働力を雇用することとして示している。

２　組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を得るものと考える。（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

１　農用地利用集積に関する目標

上記第４に掲げるこれらの意欲ある農業経営体に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○　意欲ある農業経営体の地域における農用地のシェアの目標

意欲ある農業経営体の地域における農用地のシェア	
平坦地域	中山間地域
５１％	４０％

○ 地域における担い手育成目標数

営農類型	主穀中心	主穀野菜複合	果樹中心	花卉花木中心	茶中心	主穀菌茸複合	酪農中心	肉牛中心	養豚中心	養鶏中心	主穀組織	その他複合経営
育成目標数	65	68	12	20	7	5	10	10	10	5	20	58

○意欲ある農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標
意欲ある農業経営体への経営農地の面的集積率が上がることをめざす。

２　農用地の利用関係の改善に関する事項

平坦地域においては、認定農業者を中心に、農地中間管理事業の活用などにより経営農地の面的集積を推進していく。また、中山間地域では、集落営農組織等の地域ぐるみによる効率的かつ共同性の高い経営体の育成強化を図る。

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、津北及び津南地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引き受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、津市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第６　新たに農業経営を営もうとする青年等に関する農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの農業経営の指標

第３に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等に関する農業経営の指標として、優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について以下のとおり示す。

〔総集計〕

営農分類型	規模実面積（ha）			内　　容（ha）	労働力	所　得	地　帯	
		露地	施設				平坦	中山間
主穀中心経営	14.5	14.5	―	水稲 6.5ha,小麦 8.0ha,大豆 8.0ha	2.5	250 万円	○	○
露地野菜中心経営	3.5	3.5	―	キャベツ 2.5ha,ハクサイ 1.0ha	2.5	250 万円	○	○
施設野菜中心経営Ａ	0.2	―	0.2	土耕トマト 0.2ha	2.0	280 万円	○	○
施設野菜中心経営Ｂ	0.2	―	0.2	高設いちご 0.15ha 育苗用地 0.05ha	2.0	300 万円	○	○
葉物野菜中心経営	0.6	0.5	0.1	施設コマツナ 0.1ha ブロッコリー 0.5ha	2.0	250 万円	○	○
果樹中心経営	0.7	0.7	―	梨 0.7ha（直販、市場出荷）	2.0	260 万円	○	○
花木中心経営	3.0	3.0	―	さつき 3.0ha	2.5	320 万円	○	○
茶中心経営（栽培専門）	10.0	10.0	―	茶 10.0ha	2.0	250 万円	○	○
主穀中心経営（組織）	31.0	31.0	―	水稲 21ha,小麦 10ha,大豆 10ha	4.0	1200 万円	○	○

〔個別指標①〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯
		露地	施設				
主穀中心経営	14.5	14.5	―	水稲 6.5ha 小麦 8ha 大豆 8ha	2.5	250 万円	平坦 中山間

生産方式	資本整備	
水稲は全量基肥栽培とする。 小麦及び大豆は共同乾燥施設を利用する。 ２年３年の輪作体系の中で、麦前に鶏糞を散布し土作りを実施する。	トラクタ（43ps）	1 台
	コンバイン（5 条）	1 台
	穀物乾燥機	3 台
	田植え機（5 条）	1 台
	ビーンコンバイン	1/2 台
	動噴	1 台
	農舎（200 ㎡）	1 棟
	籾摺り機	1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標②〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯
		露地	施設				
露地野菜 中心経営	3.5	3.5	―	キャベツ 2.5ha ハクサイ 1.0ha	2.5	250 万円	平坦 中山間

生産方式	資本整備	
セル育苗等省力技術の導入 機械定植による規模拡大 品種による作期分散、拡大（10 月～5 月） 環境保全型技術の導入	トラクタ（24ps）	1 台
	管理機（5ps）	1 台
	ブームスプレヤー	1 台
	動噴	1 台
	ブロードキャスター	1 台
	フロントローダー	1 台
	トラック（2ｔ）	1 台
	全自動移植機（1 条）	1 台
	収穫台車	1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標③〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯
		露地	施設				
施設野菜 中心経営Ａ型	0.2	―	0.2	トマト 0.2ha	2.0	280 万円	平坦 中山間

生産方式	資本整備	
育苗は、継ぎ木セル苗を購入する。 ハウス及び付帯施設は、中古施設を借り受ける。	ビニールハウス（2,000 ㎡） 作業場（100 ㎡） 暖房機 動噴	1 棟 1 棟 2 台 1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標④〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯
		露地	施設				
施設野菜 中心経営Ｂ型	0.2	―	0.2	いちご 0.15ha 育苗　 0.05ha	2.0	300 万円	平坦 中山間

生産方式	資本整備	
容器による高設栽培を行う。 雨よけ、ベンチアップ、点滴灌水による育苗。 炭酸ガス発生装置による生育促進。 ハウス及び付帯施設は、中古施設を借り受ける。	ビニールハウス（1,500 ㎡） 育苗ハウス（500 ㎡） 作業場（100 ㎡） 高設システム（1,500 ㎡） 暖房機 炭酸ガス発生装置	1 棟 1 棟 1 棟 1 式 4 台 4 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標⑤〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯
		露地	施設				
葉物野菜 中心経営	0.6	0.5	0.1	施設コマツナ 0.1ha ブロッコリー 0.5ha	2.0	250 万円	平坦 中山間

生産方式	資本整備
コマツナは、年間 8 作の栽培を行う。 ブロッコリーは露地栽培を行う。	ビニールハウス（1,000 ㎡）　1 棟 作業場（100 ㎡）　1 棟 トラクタ（20ps）　1 台 半自動移植機　1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

［個別指標⑥］

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯
		露地	施設				
果樹中心経営	0.7	0.7	―	幸水　0.6ha 豊水　0.1ha	2.0	260 万円	平坦 中山間

生産方式	資本整備
有袋栽培を行う。 直売と市場出荷を行う。	スピードスプレヤー　1 台 トラクタ（15ps）　1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標⑦〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯
		露地	施設				
花木中心経営	3.0	3.0	―	さつき　3ha	2.5	320 万円	平坦 中山間

生産方式	資本整備	
定植前に有機物を十分投入し腐熟させる。 クロロシスが発生する圃場では鉄、苦土資材を施用する。	農舎（200 ㎡） トラクタ（30ps） 動噴 バリカン	1 棟 1 台 2 台 2 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔個別指標⑧〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯
		露地	施設				
茶中心経営	10.0	10.0	―	せん茶　9ha かぶせ茶　1ha	2.0	250 万円	平坦 中山間

生産方式	資本整備	
機械化体系による茶園管理を行う。	農舎（160 ㎡） 防霜ファン（10ha） 乗用型摘茶機 乗用型茶園管理機 乗用型防除機	1 棟 1 式 1 台 1 台 1 台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）、家族経営協定の締結

〔組織指標〕

営農分類型	規模実面積(ha)			内　　容	労　働	所　得	地帯
		露地	施設				
主穀中心経営 （組織）	31.0	31.0	―	水稲 21ha 小麦 10ha 大豆 10ha	4	1,200 万円	平坦 中山間

生産方式	資本整備	
水稲は全量基肥栽培とする。 水稲乾燥施設を組織で所有する。 小麦及び大豆は共同乾燥施設を利用する。 ２年３年の輪作体系の中で、麦前に鶏糞を散布し土作りを実施する。	トラクタ（53ps）	１台
	コンバイン（6 条）	１台
	穀物乾燥機	４台
	田植え機（6 条）	１台
	ビーンコンバイン	１台
	動噴	１台
	農舎（200 ㎡）	１棟
	育苗ハウス（480 ㎡）	１棟
	籾摺り機	１台

経営管理の方法
・複式簿記記帳の導入等経営の計算管理の推進
・青色申告の導入
・販売等を含めた経営管理能力の向上

農業従事の態様
・作期分散による労働配分の適正化
・安全な労働環境の確保（作業、装備、機械等）

（注）１　個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、家族労働力２～３人を基本として、それを超える労働力を雇用することとして示している。

２　組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を得るものと考える。（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）

第７　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や三重県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた確保・育成目標を踏まえ、本市における新たに農業経営を営もうとする青年等の育成目標を、年間３５人（うち独立・自営就農者数７人）とする。

第８　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

津市は、三重県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第５の農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、津市農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

津市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 地域計画推進事業
② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、津市全域を対象に各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域での重点的な実施に努める。

さらに、津市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

１　地域計画推進事業に関する事項

実質化された人・農地プランや本市の農業の状況を踏まえて、協議の場の設置の方法、法第１９条第１項で定められている地域計画（以下、「地域計画」という。）の区域の基準、その他必要な事項を定め、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を円滑に進めるものとする。

（１）協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を開催する区域ごとに、当該区域における実情を考慮して時期を設定する。

（２）開催に係る情報提供の方法

市のホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まり等の様々な機会を積極的に活用し、周知を図る。

（３）参加者

農業者、三重県、津市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とする。

（４）協議すべき事項

区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項。

（５）相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口は農林水産政策課とする。

（６）農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

人・農地プランの区域を基本としつつ、農業振興地域内農用地等が含まれるように設定する。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

（７）地域計画の策定の進め方

津市は、地域計画の策定に当たって、三重県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から当該計画の策定に至るいずれの過程においても、適切に進捗管理を行うとともに、適宜、見直しを行うものとする。

（８）地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構による農用地利用集積促進計画に基づく利用権の設定等が円滑に進められるよう定期的に進捗を確認する。

ただし、法施行日から起算して２年を経過する日（その日までに法第１９条の規定により当該計画が定められ、及び公告されたときは、当該計画の区域については、その公告の日の前日）までの間は旧基本構想に基づき利用権の設定等を実施する。

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

津市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

但し、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、認定申請書を津市に提出して、農用地利用規程について津市の認定を受けることができる。

② 津市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （４）のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 津市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通

し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人以外の法人も含めた農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 津市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①　本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②　また、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、津北及び津南地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

津市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

津市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有する人材の育成に取り組むものとする。

このため、人材育成方針を定めるとともに、三重県農業経営・就農支援センター（(公財）三重県農林水産支援センター)、農業改良普及センター、農業協同組合等の関係機関と連携し、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進するものとする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備するものとする。

（１）農業経営改善計画の認定に関する取組

農業経営改善計画認定制度については、第４に掲げる指標に沿った効率的かつ安定的な農業経営の育成施策の中心に位置付け、農用地利用集積による認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとし、津市が主体となって、関係者、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、農業委員会、農業改良普及センター及び農業協同組合は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者の要請に応じて、農業経営改善計画の作成について、必要な協力を積極的に行うこととする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

さらに、認定農業者の経営改善に資するため、次に掲げる研修の実施や体制の整備等に努めることとする。

① 経営管理能力の向上、先進技術の導入、福利厚生面の充実など魅力とやりがいのある農業経営の実現に向けての各種研修や指導相談活動を実施するとともに、経営の熟度等に配慮し、必要に応じ法人の設立運営指導支援を実施する。

② 経営改善を側面的に支援する農作業等労働補完システムや農業協同組合・第３セクター等による各種農業・事務サービスなど地域にマッチした担い手支援体制を整備する。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する取組

第７に掲げる目標を達成するために、関係機関との連携体制のもと、次の取組を重点的に推進する。

① 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組として、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、本市に就農相談窓口を設置することにより、就農希望者の抱える課題等に対して多角的に対応し、就農機会の拡大を推進する。

また、津地域農業振興協議会に就農連絡会議を置き、就農希望者に関する情報交換を定期的に行うことにより、きめ細やかなフォローを行う。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組として、青年等が就農する地域における農業の現状との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青

年等就農計画の作成を促し、認定新規就農者を対象とする諸施策の活用を通じ経営力を高めることにより、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

以上の取組における関係各機関の役割分担としては、本市を就農相談窓口とし、就農希望者の意向を聴取したうえで、必要に応じて関係機関への情報提供及び協力依頼を行う。主な役割分担として、営農技術及び経営計画の作成に関しては農業改良普及センター、専門的な技術修得に関しては三重県農業大学校、農地情報の提供及び就農地域との仲介に関しては農業委員会、営農資材等に関する情報提供及び生産者部会組織との仲介に関しては農業協同組合、青年等就農資金に関しては津市特別融資制度推進会議、農地の仲介に関しては農地中間管理機構など、各組織が連携して必要な措置を行う。

５　事業推進体制等

津市は、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和３年度から１０年にわたり、第３、第５，第７で掲げた目標や第４、第６の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、津北及び津南地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、津市は、このような協力の推進に配慮する。

第９　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、令和５年９月２８日から施行する。